



MOORE Mooreみらい監査法人

QUALITY REPORT 2024

監査品質のマネジメントに
関する年次報告書(ドライラン版)

INDEX 目次



CHAPTER1 MESSAGE FROM THE CEO P05

- ・監査事務所の最高責任者からのメッセージ
- ・6つの基盤
- ・法人概要
- ・沿革



CHAPTER2 品質管理基盤 P11

- ・品質管理に関する基本的な方針
- ・品質管理の仕組み
- ・職業的懐疑心の保持及び発揮
- ・独立性の遵守
- ・業務執行社員による適切な指示、監督及び査閲
- ・専門的な見解の問合せ
- ・審査
- ・監査業務の定期的な検証
- ・ローテーション計画
- ・監査契約の新規締結・更新の方針
- ・内部・外部通報制度
- ・監査業務



CHAPTER3 ガバナンス基盤 P17

- ・ガバナンスに関する基本的な方針
- ・組織図と各機関の役割
- ・非監査業務の提供方針



CHAPTER4 国際対応基盤 P19

- ・海外取引、海外子会社等の監査に関する基本的な方針
- ・グローバルネットワーク

編集方針

本報告書は、当法人の概況や監査品質向上に関する取組について、市場関係者の皆様とコミュニケーションを図ることを目的として作成されています。

なお、公認会計士法施行規則第95条及び第96条に基づく正式版の報告書の発行は2025年12月頃を予定しています。

本報告書は、自主的な取組としてドライランにより作成した報告書を公表するものであり、正式版の「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」には該当しないことにご留意ください。

対象期間

2023年7月1日から2024年6月30日
(一部に2024年7月以降の内容を含んでおります。)



CHAPTER5 人的基盤 P21

- ・人事に関する基本的な方針
- ・人材育成の方針、実施体制
- ・研修に関する方針、体制、実績



CHAPTER6 IT基盤 P25

- ・デジタル化に関する基本的な方針
- ・情報セキュリティに関する取組



CHAPTER7 財務基盤 P27

- ・財務に関する基本的な方針
- ・財務数値



CHAPTER8 監査法人のガバナンス・コードの適用状況 P29

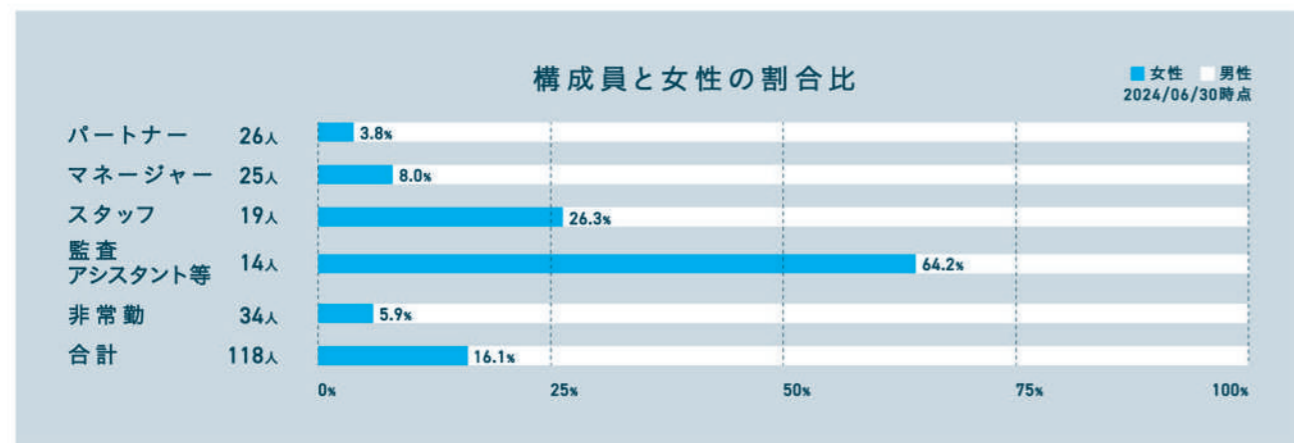
- ・原則1 監査法人が果たすべき役割
- ・原則2 組織体制（マネジメント体制）
- ・原則3 組織体制（ガバナンス体制）
- ・原則4 業務運営
- ・原則5 透明性の確保

監査品質の指標(AQI)の概要

人員構成 ▶ P09



構成員と女性の割合



品質管理業務従事者数 ▶ P12



独立性に関する確認書の提出率及び違反件数 ▶ P13

	2024年6月期
独立性に関する確認書の提出率	100%
違反件数	0件

監査業務の定期的な検証の対象となった業務数及びパートナーのカバー率 ▶ P14

	2024年6月期
監査業務の定期的な検証の対象となった業務数	8社
パートナーのカバー率	52%

平均有給休暇取得日数 ▶ P21



平均月間残業時間 ▶ P21



CPD1人あたり取得単位数 ▶ P24

	2023年度 (2023/4/1-2024/3/31)
常勤職員	53.1
非常勤	47.8

VDI利用率 ▶ P26



MESSAGE FROM THE CEO

監査事務所の最高責任者からのメッセージ

Mooreみらい監査法人は2022年7月にMoore至誠監査法人ときさらぎ監査法人が合併してできました。

私たちが大切にしていることは『和を育み、輪を紡ぐ』という理念です。

『和』を育むとは事務所内で、互いに関連な話し合いを重ね、各人が納得しながら色々な局面を乗り越え信頼関係を醸成していくことです。

事務所内で育まれた『和』を事務所の外に向けていくことで、新しい多面的な関係が樹木の年輪のように外へと拡がり『輪』が紡がれていくと考えています。多面的な関係は新しく事務所への入所を考えていただいている方、仕事を依頼していただく関与先の方に限らず多様に展開できるものと考えています。

この理念は事務所のあらゆる施策の根底にあり、構成員に共有されている価値であると考えています。

理事長 吉村 智明

ひとりの「もつと」が、
「みらい」を切り拓く

SIX FOUNDATIONS

6つの基盤

経営理念『和を育み、輪を紡ぐ』を
実践するためには以下の6つの基盤の
充実強化が不可欠であると考えます。
それらの基盤を整備する上での考え方は
以下の通りです。

01

品質管理基盤

経営理念を実践するために品質管理は最も重要な経営基盤として位置づけています。品質管理基盤を整備運用していくうえでは法令等の適格性の目線を超えていくことは当然のこととして、様々な方針やツールがその利用者にとって納得感のある内容であることを大切にしています。その結果、関与先への対応も一律ではなくそれぞれの特性に応じたメリハリのある業務提供ができることを目指しています。以下の5つの基盤は品質管理基盤を支えています。

02

ガバナンス基盤

的確なガバナンス基盤の構築は業務品質向上の取組を組織面から支えると考えています。私たちは過去10年に3回の合併をしました。そのため、急激な規模拡大に適合するガバナンス基盤を随時に見直しています。今後もニーズに対応しながら自然な成長をしていくことを目指して参ります。事務所規模、人的構成、内外の環境に応じたガバナンス基盤を整備できるよう随時の見直しをしていきたいと考えています。

03

国際対応基盤

国際対応基盤は品質管理基盤を側面から支えるものと認識しています。Moore Globalのメンバーファームであることで様々な知見の提供を受けることができ、その知見を事務所に周知し、ツール等を展開することで品質向上へ寄与することができます。また、海外展開をする関与先に対するグループ監査の実践においてはネットワークファームと連携を図りながら進めることで業務への直接的な品質向上に寄与するものと考えています。そのためMoore Globalのカンファレンス、研修等に積極的に参加することでネットワーキングを進めていきます。

04

人的基盤

人的基盤は品質管理向上を直接的に支える重要な基盤であると認識しています。私たちの組織はパートナー、マネージャー、スタッフ、監査アシスタントで構成されていますが、各階層で特定の項目に専門性を有する人的基盤の拡充が不可欠であります。そのため、主として常勤者を採用するための活動を積極的に行い、事務所内では品質管理向上のための研修等を実施してスキルアップや知識のアップデートを図っています。また、各人の人事評価は経営理念をいかに理解し実践できているかを基準としており、また、それを常に念頭に置きながら業務執行をすることが期待されています。

05

IT基盤

品質管理向上をより効率的で堅牢なものとするためには、IT基盤の整備が必要であると認識しています。そのため、組織的にセキュリティ対策、IT監査ツールの促進、IT知識の普及(研修)に取り組んでいます。IT基盤は今後も新しい技術が上市してくることも想定され時代によって求められるレベルは変化していくと認識しています。そのため時代に即したレベル感を意識しながら基盤整備に努めていきます。

06

財務基盤

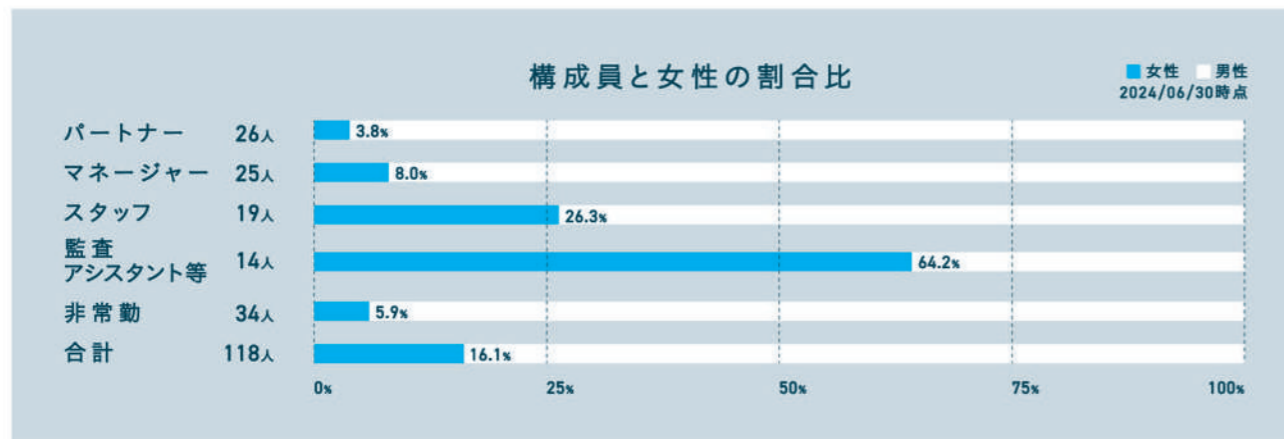
人的基盤やIT基盤の充実が品質管理の向上に資するものであると考えており、人的基盤やIT基盤を充実させるためには、財務基盤の充実が不可欠であると考えられています。品質管理を向上させることで安定的な収益が生まれ財務的な基盤が充実していくことで結果的に人的基盤やIT基盤への投資に経営資源を向けられるような効果的なサイクルを循環させていくことを目指しています。

COMPANY OVERVIEW

法人概要



法人名	Mooreみらい監査法人
理事長	吉村 智明
所在地	〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目5番2号 東宝日比谷プロムナードビル4階
国内提携法人	Moore至誠税理士法人
海外提携先	Moore Global Network
人員構成	



COMPANY HISTORY

沿革

- 1980 至誠監査法人設立
- 1988 清新監査法人設立
- 1993 Moore Global Networkと提携
- 2007 きさらぎ監査法人設立
- 2015 清新監査法人と監査法人啓和会計事務所が合併
至誠監査法人と清新監査法人が合併、至誠清新監査法人となる
- 2020 Moore至誠監査法人に法人名変更
- 2022 Moore至誠監査法人ときさらぎ監査法人が合併
Mooreみらい監査法人に法人名変更
- 2023 東京都千代田区有楽町(現在地)へ移転



品質管理基盤

品質管理に関する基本的な方針

財務諸表監査は、財務書類の信頼性を確保することにより、資本市場における公正性を保持するという重要な使命を果たしています。当法人は、この使命を果たすためには、高品質な監査を提供することが不可欠だと考えています。

監査は、監査人の能力や判断などの個人の資質によるところが多く、また、監査の環境は、経済環境や事業の状況、さらに会計基準、監査基準などの変化により、常に変動しています。このような状況の中で、監査法人には、品質管理システムを構築し、運用し、そして維持・改善することが求められています。

当法人では、品質管理のミッションを「Mooreみらい監査法人の監査品質を監査を取り巻く環境に適合したものとし、常に向上させていく」と定め、その重要性和意義を認識し、品質管理活動を法人運営の最重要項目の一つとしています。

また、先述したように監査を取り巻く環境は常に変動しています。このような環境下では、品質管理態勢の強化と見直しが必要となります。当法人では、特に以下の3点に注意を払いながら、品質管理態勢の向上にこれからも努めてまいります。

- 監査報告書の利用者のニーズや期待の変化
- 会計基準や監査基準の変更や新設
- 被監査会社の業種や規模、事業内容の多様化や複雑化

担当理事



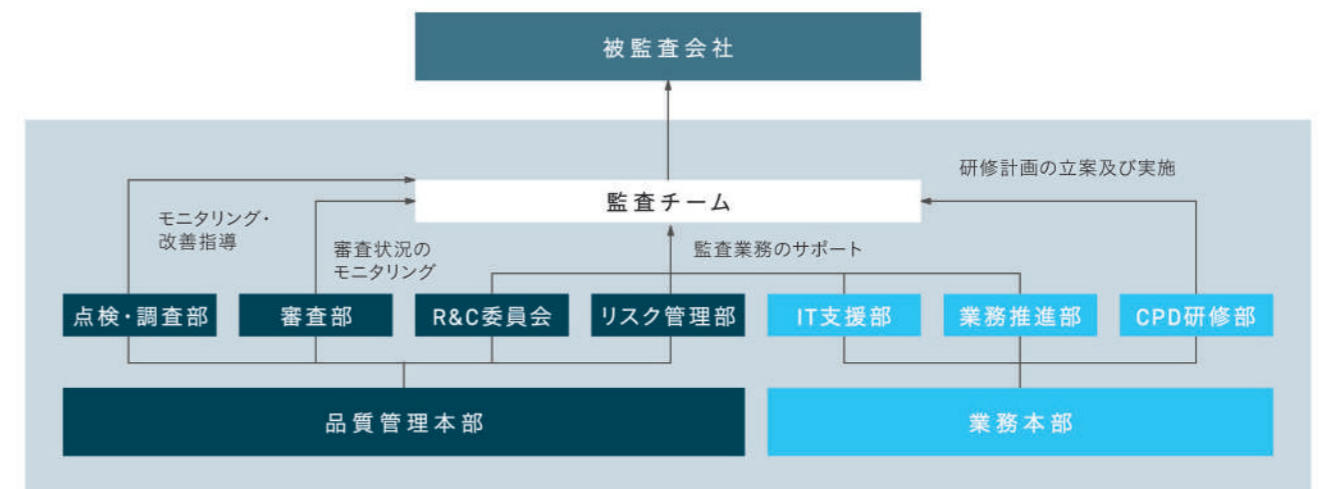
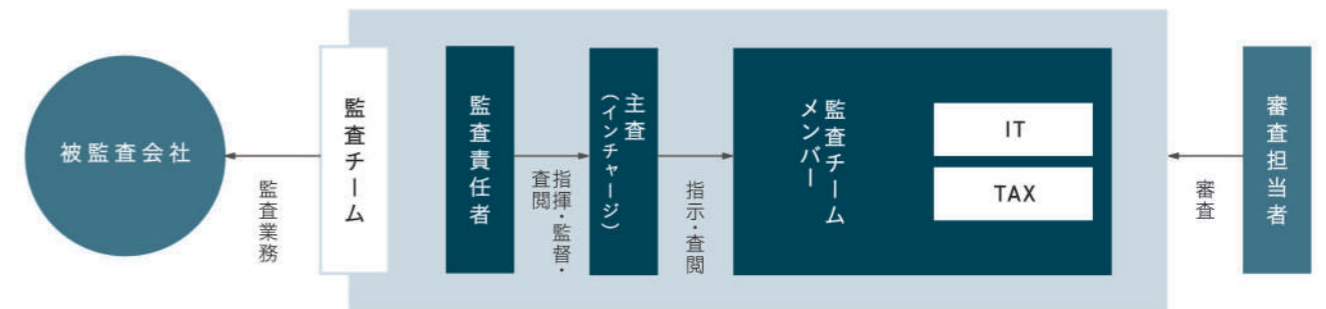
品質管理本部
品質管理担当責任者
高砂 晋平



品質管理本部
佐藤 好生

品質管理の仕組み

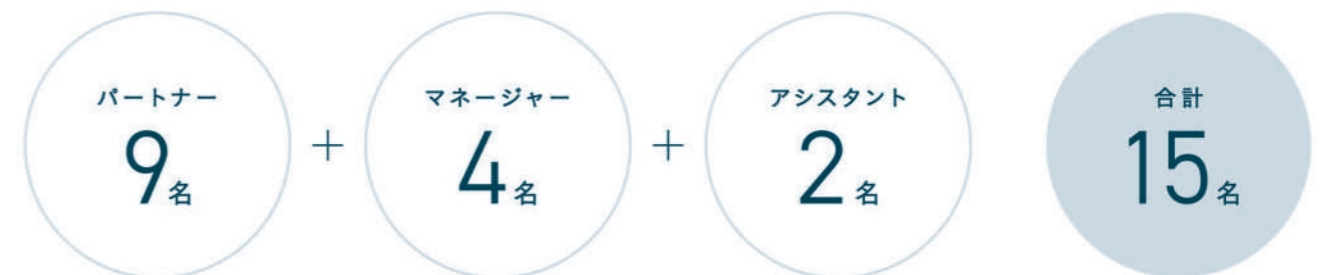
当法人では、以下のような体制により品質管理を実施しております。



当法人では、品質管理部門を構成する専門要員の多くが監査業務にも関与していますが、これは、当法人のリソース(人的資源)を最大限に有効活用することに加え、品質管理本部が講じる各施策を監査現場の実情を踏まえたより適切なものとするためであります。このような考えのもと、当法人では品質管理業務に係る十分な時間を確保するため、品質管理担当責任者が中心となって以下の措置を講じております。

- 品質管理担当責任者による年間計画の作成
- 年間計画に基づく見込み時間と実績時間の比較等によるモニタリング

品質管理業務従事者数





■ 職業的懐疑心の保持及び発揮

職業的懐疑心とは、「誤謬又は不正による虚偽表示の可能性を示す状態に常に注意し、監査証拠を鵜呑みにせず、批判的に評価する姿勢」をいいます。職業的懐疑心を保持し発揮することは、監査の質を高めるためには必要不可欠です。また、職業的懐疑心の保持及び発揮は、専門要員個人、監査チーム、監査事務所(組織)のそれぞれのレベルで取り組むべき課題です。

当法人ではこのような観点から職業的懐疑心に関連する研修を定期的実践し、専門要員のスキルや知識の向上に努めています。この他、職業的懐疑心に関するトップメッセージの発信や、構成員の人事考課において職業倫理等の規則の熟知や遵守状況を評価項目とするなど、組織としてその醸成を図っています。

■ 独立性の遵守(インサイダー取引の防止措置など)

当法人では、独立性の遵守に関して、国内外の法令や規則に従うべく規程を定めております。

また、法人全体として、毎年、すべての構成員に対して、職業倫理に関する「誓約書」や「監査人の独立性チェックリスト」の提出を義務化して、独立性の確認を行っています。加えて、ネットワークファームのデータベースにより独立性に対する阻害要因の有無の調査を行っています。各監査チームは、監査チームメンバーに対し、監査計画時、意見表明時等の監査業務の各段階で被監査会社等に対する独立性の確認を実施しています。

また、インサイダー取引防止のため、インサイダー取引規制等に関する研修を実施しております。

	2023年6月期	2024年6月期
独立性に関する確認書の提出率	100%	100%
違反件数	0件	0件

■ 業務執行社員による適切な指示、監督及び査閲

当法人では、監査品質を一定水準以上に保つため、指揮、監督及び査閲に関する方針又は手続を品質管理規程に定めています。

監査責任者は、監査計画の立案から監査報告書の発行まで、監査チームのメンバーに対して、必要な指示や監督を行い、監査基準等や当法人の品質管理規程等に則った監査手続の実施を確認します。

また、監査調書の査閲は、監査手続の適切性や完全性を検証する重要なプロセスであるという認識のもと、監査上の判断を要する重要な領域や特別な検討を必要とするリスクといった監査意見形成において重要と考えられる領域を中心に適時のレビューを実施するよう規定しています。

■ 専門的な見解の問合せ

当法人では、専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項について、監査責任者が審査担当者と協議又は合意の上で、専門的な見解の問合せを行い、合意された結論に従って対処するように規則を定めております。このための専門部署としてR&C委員会を設置し、法人内で知見を有する者を担当者として選任しております。

また、問合せ事項を検討する中で必要と判断される場合には、外部の有識者にも相談する制度を設けております。なお、問合せの内容や結果については、当法人のナレッジとして研修を通じて構成員全員に周知しております。

■ 審査

当法人では、原則として全ての監査業務について審査担当者を選任し、監査計画の策定から監査意見の形成までの各段階で審査を実施しています。審査担当者は、当該監査業務に関与しない専門的な知識と経験を持つ社員から選任し、監査チームとのコミュニケーションや相談を通じて、重要な虚偽表示リスクの評価や監査判断の妥当性を確認しています。仮に監査チームと審査担当者との間で意見が一致しないなど特定の条件に該当する場合は、専門的な見解の問合せを実施することにより客観的な観点から判断いたします。

また、専門的な見解の問合せでも判断できない事案があれば、品質管理本部が加わって実施する本部審査により最終的判断を下す制度としております。

なお、審査資料の一部は審査終了後に品質管理本部に提出され、品質管理本部による審査の実施状況に係るモニタリングに活用しております。

■ 監査業務の定期的な検証

監査業務の定期的な検証は、原則として監査責任者となる社員について3年に1度のサイクルにより実施しています。当該社員が関与する監査業務が複数ある場合、対象となる監査業務は、過去の選定頻度、リスク及び規模等を勘案して選定いたします。一方で、新規に契約した監査業務、上場等により大会社等になった監査業務などについては、先述のサイクルに関係なく定期的な検証の対象にしております。

定期的な検証の結果は、監査チームにフィードバックし、必要に応じて改善措置を講じさせて、その結果をフォローしています。また、定期的な検証において発見した事項については、その傾向や原因を分析し、社員会に報告するとともに、研修を通じて全ての構成員に周知しております。

	2023年	2024年
監査業務の定期的な検証の対象となった業務数	7社	8社
パートナーのカバー率	36%	52%

■ ローテーション計画(社員、主査)

当法人では、「監査業務の担当者の長期関与に関する規則」により、大会社等及び大会社等以外の一定規模以上の事業体の監査業務に関与する社員の交代期限(ローテーション)とクーリングオフ期間等を定めています。また、監査補助者のうち主要な担当者については、所定の条件に該当する場合、品質管理本部において当該担当者の阻害要因の重要性の程度を評価し、その結果に応じて必要な措置を採ることとしています。なお、監査業務に関与する社員のローテーションについては、アサイン管理部において「ローテーション管理表」を作成・運用し、品質管理本部において監視を行っております。

■ 監査契約の新規締結・更新の方針

監査契約の新規締結・更新に当たっては、当該監査業務の性質及び状況並びに経営者等の誠実性に関する情報や、当該監査業務を実施するための当法人の人的資源等を考慮し、監査契約締結に伴うリスクの程度を評価して判断しております。監査契約の締結に際しては理事会による承認を経て、特に新規締結の場合には更に全社員に受嘱に関する書類を回覧し、全社員の承認を経た上で、契約を締結しています。なお、監査業務を引継ぐ際には「監査の品質管理規程」及び「新規受嘱に係る実施要領」に基づき手続等を行っております。

■ 内部・外部通報制度

当法人では、品質管理規程において不服と疑義の申立てに関する方針と手続を定めるとともに、業務に関連する法令等の違反行為または違反する恐れのある行為に関して、法人内外から情報提供を受け付ける通報窓口として「監査ホットライン」を設置し、法令遵守(コンプライアンス)の確保に努めております。通報の取扱いにあたっては、通報受領者を弁護士(外部の法律事務所)とし、秘密保持を徹底して通報者が不利益を被らないように注意を払っております。

■ 監査業務

【不正リスクへの対応】

当法人では、不正リスク対応基準が適用される監査業務について以下のような対応を採っています。

01

監督及び査閲

品質管理規程において、不正リスクに適切に対応できるよう監督及び査閲に関する方針及び手続を定めています。監査責任者は、適切に不正リスクに対応するため、監査チームメンバーの適性・能力を確かめる責任を負うとともに、監査業務の進捗と品質を確認し、査閲により監査調書の十分性と適切性を検証する責任を負っています。

02

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合等

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合、監査責任者は、不正リスク対応基準に規定する手続を実施するとともに、審査担当者に速やかに報告する義務を負います。また、監査責任者は不正による重要な虚偽表示を識別した場合、原則として、専門的な見解の問合せを実施する必要があります。

加えて、監査責任者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合、当該疑義に関連して想定される不正の態様等を検討し、直接対応した監査手続を立案し監査計画を修正します。

03

審査

審査担当者は、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、監査チームが実施した追加的な監査手続等を確認します。また、その結果を品質管理本部に報告します。

審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合、修正後の監査の基本的な方針と詳細な監査計画の内容、入手した監査証拠の十分性と適切性などについて慎重に検討します。また、専門的な見解の問合せの必要性について検討します。

専門的な見解の問合せを行う場合、問合せを受けたR&C委員会は、事案の概要、会社の見解及び監査チームの見解を検討し、回答者及び査閲者が相談して、監査チームに対しR&C委員会の見解を伝えています。

04

監査責任者の交代

当法人では、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代する場合、監査の過程で識別した不正リスクを含む監査上の重要な事項を後任の監査責任者に引継ぎし、その内容を議事録に記載して品質管理担当責任者に提出することとしています。

担当理事



業務本部
馬淵貴弘



業務本部
安田雄一



【KAMへの対応】

監査報告書における主要な検討事項(Key Audit Matters: KAM)の開示は、財務諸表利用者にとって重要な情報源であり、監査の質を高めるために必要不可欠なものと当法人は考えています。

監査チームは、監査計画段階から会社と意見交換を重ねてKAMの対象となる項目の絞り込みを行い、財務諸表利用者にとって価値のある情報となるように慎重に検討します。審査の際にも、重点審査事項として審査を実施し、開示しております。

【監査マニュアル】

当法人は、監査品質を一定水準以上に保つために、日本公認会計士協会から公表される監査基準報告書300実務ガイダンス第1号「監査ツール(実務ガイダンス)」を参考に監査業務の実施に関する方針及び手続を『監査マニュアル』として定めています。当法人の専門要員は、業務を実施する際、『監査マニュアル』を遵守しなければなりません。

また、日本公認会計士協会から公表されている監査基準報告書、監査・保証基準委員会等の委員会報告や実務指針に準拠した監査を実施するため、必要に応じて規則や細則類を制定し、業務を実施する際は遵守することとしています。

【IT専門家、TAXの利用状況】

当法人では、IT支援部を設置し、IT環境の理解、IT全般統制・ITアプリケーションの情報処理統制の検証を実施しています。当法人は、法人内でIT専門家の人材育成も開始し、さらなるIT支援部の充実を目指しております。

また、監査責任者の判断により、税務の専門家を利用できる体制となっています。最適な監査チームの組成を目指して、今後も専門家の活用を進めていく方針です。

IT有資格者数(2024/06/30時点)		IT監査担当者数と1人あたり担当社数(大会社等)	
公認情報システム監査人	2名	2023年6月期	9名 [※] 4.1社
システム監査技術者	2名 [※]	2024年6月期	9名 [※] 4.5社

※非常勤職員を含む

※非常勤職員を含む



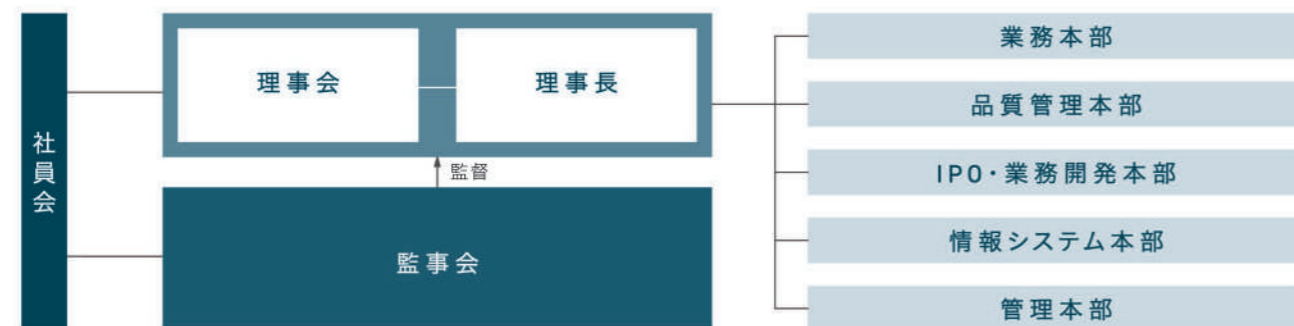
ガバナンス基盤

■ ガバナンスに関する基本的な方針

的確なガバナンス基盤の構築は業務品質向上の取組を組織面から支えると考えています。私たちは過去10年に3回の合併をしました。そのため、急激な規模拡大に適合するガバナンス基盤を随時に見直しています。今後もニーズに対応しながら自然な成長をしていくことを目指しています。事務所規模、人的構成、内外の環境に応じたガバナンス基盤を整備できるよう随時の見直しをしていきたいと考えています。

■ 組織図と各機関の役割

当法人は、社員の参加意識の向上を図り、かつ相互監視による適正な業務運営を期待し、無限責任社員制度を採用しております。また業務執行と責任を明確にするため指定社員制度を採用しております。



【執行機能】

すべての社員により構成される最高意思決定機関である社員会は原則として3か月毎に開催しています。また日常の具体的な経営の意思決定を行う理事会を原則として毎月開催しています。さらに本部組織を機能別に設置し、日常的な意思決定と執行を各本部に移譲しています。

【監督機能】

当法人は、経済界、法曹界、監査業界の有識者により構成された監事会を設置し、監査法人の経営管理状況をモニタリングし、監事会から必要に応じて提言を受けております。当法人は、監事に対しても、毎年一定時点及び必要となる時点において「独立性のチェックリスト」により独立性に関する阻害要因の有無を確認しています。

氏名や経歴について		
原 護 氏 東京エレクトロン株式会社 元代表取締役専務執行役員 元監査役	金子 晃 氏 元会計検査院長 元公認会計士・ 監査審査会会長	古島 守 氏 弁護士、公認会計士
選任理由 原護氏は、長年上場会社の経営に従事し、日本企業の経営実務に関する深い知見を有するとともに、ガバナンスに対する深い知見を有しておられ、これらの観点から当法人に対する助言、監督を期待し、選任しております。	選任理由 金子晃氏は、会計及び監査の専門家として豊富な知識や経験を有しておられ、多様な観点から当法人に対する助言、監督を期待し、選任しております。	選任理由 古島守氏は、弁護士として、かつ公認会計士として豊富な経験と幅広い見識並びに高い法令遵守の精神を有しておられ、独立した客観的な視点により当法人に対する助言、監督を期待し、選任しております。

■ 非監査業務の提供方針

当法人では、非監査業務（財務デューデリジェンス、株式価値算定、内部統制構築支援等）の提供は顧客のニーズに対応するためであることに加えて、当法人の構成員の能力向上、経験の蓄積等に資すると考えており、提供する業務の品質の維持の検討、独立性や職業倫理の指針に照らして問題がないことなどを慎重な確認を行った後に受嘱する方針としています。

担当理事



副理事長
管理本部
鶴田 慎之介

国際対応基盤

■ 海外取引、海外子会社等の監査に関する基本的な方針

グローバル化の進展は、中堅企業などにも幅広く影響を及ぼしています。当法人は、MOORE GLOBAL NETWORKに所属する監査事務所として、海外子会社等の監査に対しても高品質な監査を提供することを重要な使命の一つと考えております。

海外子会社等の監査においては、現地監査人とのコミュニケーションが不可欠であるなど、言語の壁が監査の品質に影響を及ぼす可能性があります。そのため、当法人では、英語や中国語など、外国語に堪能な専門職員を採用・育成しています。

また、海外子会社の監査人の選定においては、被監査会社と協議の上で、海外子会社の規模や業態、現地の法制度や会計基準などを考慮して、最適な現地監査人を選定することとしています。海外子会社の監査人に対しては、監査指示書を発送し、監査品質や監査計画、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて現地へ往査し、現地監査人との打ち合わせや監査証拠の確認を行っております。

今後の方針

監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(以下、「監基報600」という。)は、グループ監査における監査人の役割と責任、監査計画、監査証拠の収集、コミュニケーション、監査報告書の作成に関する要求事項と指針を定めており、グループ監査の品質を確保するための重要な基準となります。当法人では、監基報600に準拠した監査を実施することにより、グループ財務諸表の信頼性を高め、ステークホルダーに対する責任を果たすことを目指します。監基報600に準拠したグループ監査を実施する上で当法人が重視する点は以下のとおりです。

構成単位の監査人との適切なコミュニケーション

構成単位の監査人との間で、監査契約、監査範囲、監査方法、監査報告などに関する事項を事前に合意し、監査の進捗状況や重要な事項の報告を定期的に受けることで、監査の一貫性と効率性を確保します。また、適切なグループ監査の計画を策定するためには、構成単位に対する理解を深めることが重要と考えられることから、この点についても力点を置いてコミュニケーションを実施していきます。

グループ及びグループ環境の理解

グループ監査人は、グループの性質と構成単位の重要性を考慮して監査計画を立てることが求められています。当法人は、グループの事業内容、組織構造、適用される財務報告の枠組み、内部統制システム、固有リスク要因(不正リスク要因)などを把握し、グループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクの識別と評価を行います。

■ グローバルネットワーク

グローバルネットワークとの関係については、P7(6つの基盤)に記載されています。「03 国際対応基盤」をご参照ください。

MOORE GLOBAL NETWORKの概要は以下のとおりです。

名称	MOORE GLOBAL NETWORK
設立	1968年 Moore Stephens International (現MOORE GLOBAL NETWORK)をロンドンに設立
Global CEO	Anton Colella
人員	37千人(2024年5月31日現在)
順位	10位 (IAB ranking 「Audit and assurance」 World Survey 2023)

【拠点数】

Africa	29
Asia Pacific	86
Caribbean	6
Europe	188
Latin America	31
Middle East	27
North America	120

487

120
North America



6
Caribbean



31
Latin America



188
Europe



27
Middle East



29
Africa



86
Asia Pacific



担当理事



業務本部
国際部
高岡 宏成

人的基盤

■ 人事に関する基本的な方針

【採用方針】

高品質な監査を提供するためには、優秀で誠実な人材は必要不可欠です。当法人では多様なキャリアを持った人材を確保するため、年間を通じて監査業務経験者及び監査アシスタント等の採用を実施しております。

また、公認会計士試験合格者を対象とした定期採用にも力を入れております。採用に当たっては、当法人の経営理念や行動指針に共感し、業務遂行に必要な能力を有し、公正かつ品位を保持できる人材を求めています。

【人事制度】

当法人では、多様な働き方を尊重し、それぞれの職員が最適な環境で能力を発揮できるように、柔軟な人事制度を運用しています。具体的には、以下のような制度を設けています。

01

勤務時間・場所の選択

コアタイムを午前10時から午後3時までとするフレックスタイム制を採用しています。職員は自分のライフスタイルや業務の状況に応じて、勤務時間を自由に調整できます。

02

休暇制度

有給休暇の取得を推進しています。2024年6月期における有給休暇消化率は63.0%でした。1年について5日の範囲で時間単位の年次有給休暇を取得することもできます。

また、育児・介護休業規程を整備し、ライフイベントに合わせた働き方ができるようにしています。

03

学習補助

業務に係る学習の支援として事務所で全体研修等とは別に自己啓発のための書籍の購入、研修会の参加等に対して一定の補助を支給しています。

また、修了考査を受験予定の専門職員に対して予備校に通うための費用を補助する制度を設けています。

04

その他の支援

福利厚生の一環として、無料で飲料や軽食を用意しているほか、職員間のコミュニケーションの促進を意図して「絆補助金」（職位や職制が異なる者同士が懇談する際に事務所から補助をする）制度を設けています。この他、法人全体の融和を促進するため、年2回、夏季と冬季に事務所全体での懇親会を企画しています。

今後も職員のニーズや環境の変化に応じて、人事制度の見直しや改善を行ってまいります。

平均有給休暇取得日数

9.8日

平均月間残業時間

16.1時間/月

入社5年以内の残業実績



【人事評価】

当法人では、人事評価を通じて、組織全体の監査品質の向上と専門要員の成長を促しています。人事評価制度は次の2つを特徴としています。

01

品質と貢献を基準にする

監査業務の品質や組織への貢献度合いを評価項目の中心とし、公平性・透明性の高い評価を心掛けています。また、評価項目については定期的に見直しを実施し、環境の変化に応じた人事評価を行えるよう努めています。評価項目の大きな柱は経営方針である「和を育み、輪を紡ぐ」が実践されているかという視点で①知識の活用、②法令等の遵守、③コミュニケーション能力の3つを中心に構築しています。2024年6月期においては、知識の活用を評価するうえで新しい分野に関するナレッジの活用という項目が追加されました。

02

フィードバックと反映を行う

評価結果については面談を通じて本人へフィードバックし、監査業務への反映を促しています。評価結果を基礎として、昇給・昇格及びアサインに反映しています。

担当理事



IPD・業務開発本部
人材開発部
浅井清澄



■ 人材育成の方針、実施体制

当法人では、監査品質の向上と法人の成長のために、人材育成に力を入れています。

【人材育成の方針】

01

OJT体制

当法人では多様な人材を積極的に採用しているため、個々の構成員の業務経験を踏まえた偏りのない現場実務及び法人業務を経験させるように配慮し、将来を見据えた人材育成をして監査の品質向上に繋げる方針であります。

02

継続的な研修と育成

当法人では入所後の研鑽と育成を重要視し、入所時研修に始まり、構成員のバックグラウンド別のマナー研修やコーチング研修等を実施するなど、必須研修以外の研修も継続的に実施しております。

03

個人の成長とキャリアプランの支援

各専門職員に成長の機会を提供するために、年1回アサインに関するアンケートを実施しています。各専門職員のキャリアプランと現状のマッチングを確認し、監査チームの編成やアサインメントに反映させています。

【実施体制】

当法人では、研修を所管する部署としてCPD研修部を、主としてスタッフの育成を担う部署として人材開発部を設けています。

■ 研修に関する方針、体制、実績

当法人では構成員の教育・訓練について各種研修プログラムを提供しております。

研修プログラムについては、CPD研修部において年間の研修計画を立案し、年度開始前に公表することにより、アサインメント調整の中で構成員が研修時間を優先的に確保できるようにしております。

また、CPD制度で定められた必須科目単位に係る研修に加え、インサイダー取引やマネーロンダリング等の特定の研修を法人内における推奨研修として指定し、CPD研修部において受講の管理をしております。

CPD1人あたり取得単位数		
	2022年度 (2022/4/1-2023/3/31)	2023年度 (2023/4/1-2024/3/31)
常勤職員	53.2	53.1
非常勤	45.1	47.8

IT基盤

■ デジタル化に関する基本的な方針

当法人は、IT基盤の整備・運用を監査品質の向上につなげるための重要な要素として認識しています。IT基盤の強化により、以下のような効果を期待しています。

- 円滑なコミュニケーションと情報共有の促進
- セキュリティの確保
- 監査業務の効率化

当法人は、IT基盤を構築するにあたり、ITガバナンスや情報セキュリティの確保を最優先とし、これらを管掌する部署として情報システム本部を設置しています。情報システム本部は、最新の技術やツールを活用しながら、厳格な管理体制を敷いています。また、当法人の全構成員に対して情報セキュリティに関する研修を行っています。

当法人は、IT基盤の強化により、監査品質の向上と監査人の成長を両立させることを目指し、必要なIT投資を積極的に行っていきます。

デジタル化の現状	デジタル化の今後の予定	情報セキュリティの状況
当法人では、サンプリングや異常値検知を目的としたデータ監査ツールを導入しています。また、AI突合ツールを試験的に導入し、法人展開に向けた準備を実施しています。	2024年7月以降、情報端末のデータレス化を進めるとともに、監査調書の電子化を進めるための電子調書システムの導入を予定しております。	当法人では、情報セキュリティに関する取組を常に見直し、改善することで、ステークホルダーからの信頼を獲得・維持することを目指しています。

■ 情報セキュリティに関する取組

情報セキュリティ対策の基本方針等の策定と教育研修の実施

当法人では、情報セキュリティ対策の基本方針をはじめとする一連の情報管理に関する規程類を整備しています。当法人の構成員に対しては、これらを正しく理解し、情報を適切に取り扱うために、定期的に情報セキュリティに関する研修を実施しています。情報セキュリティ研修では、セキュリティインシデント防止の基本的な知識や手順のほか、サイバー攻撃の事例や対策についても学習することで当事者意識の醸成を図っています。

情報機器の管理とネットワークのセキュリティ

当法人では、監査業務でPCを使用する際には、常勤、非常勤問わず仮想環境（VDI）で作業をすることとしています。監査業務で使用する情報端末は、原則として当法人から貸与し、最新のOSやマルウェア対策ソフトを適用しています。また、EDRを導入し、情報システム本部でモニタリングしています。社内ネットワークにおいては、ネットワークへの侵入検知システム（IDS）機能及び侵入防止システム（IPS）機能を有するUTMを設置しております。なお、バックアップについては、適切な頻度で電子データのバックアップを行っています。

VDI利用率
100%

担当理事



情報システム本部
佐野修

財務基盤

■ 財務に関する基本的な方針

人的基盤やIT基盤を拡充させることにより、間接的に品質管理基盤を向上させ、それが結果として安定的な収益につながり、財務基盤が安定します。財務基盤が安定することで、人的基盤やIT基盤への更なる投資を行い、持続的な成長を目指しております。

■ 財務数値

(単位:千円)

	2023/6期	2024/6期
売上高	1,144,232	1,321,721
(内訳) 監査証明業務	1,089,992	1,228,792
非監査証明業務	54,239	92,929
報酬依存度(%) ^{※1}	9.7	9.7
総資産	534,345	599,856
純資産	230,864	260,492
自己資本比率(%)	43.2	43.4
現金預金保有割合 ^{※2}	3.26ヶ月	3.57ヶ月

※1 報酬依存度は、特定の関与先の報酬依存度で最も高いものを記載しております。

なお、倫理規則において、2年連続して、社会的影響度の高い事業体である特定の監査業務の依頼人に対する報酬依存度が15%を超える場合又はを超える可能性が高い場合には、セーフガードとなり得る対応策を講じることとされています。

※2 現金預金保有割合は、期末現金預金残高が業務費用の何カ月分に相当しているかの割合となります。

FINANCIAL BASE

監査法人のガバナンス・コードの適用状況

原則01

監査法人が果たすべき役割

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

行動指針	対応状況
<p>1-1 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 社員は各本部や監査チームにおいて求められる役割を担い、重要事項の意思決定を行う社員会において議決権を行使することにより、業務管理体制の整備に関する責務を果たしています。 ☑ 品質管理システムに関する最終的な責任を負う理事長は、監査品質の持続的な向上のための取組みを組織全体に浸透させるため、監査品質の留意点及びその重要性を再確認するメッセージを毎週開催する朝会や定期的に開催する社員会等において発信し、トップの姿勢を示しています。
<p>1-2 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 当法人は、構成員が共通に保持すべき価値観を「職業倫理の遵守と独立性の保持」とし、理事長は、これを実践するための考え方や行動の方針を、朝会や社員会など機会あるごとに示しています。 ☑ 当法人は『和を育み、輪を紡ぐ』という理念を大切にしています。『和』を育むとは事務所内で互いに関連な話し合いを重ね、各人が納得しながら色々な局面を乗り越え信頼関係を醸成していくことです。また、事務所内で育まれた『和』を事務所外に向けていくことで、新しい多面的な関係が樹木の年輪のように外へと拡がり『輪』が紡がれていくと考えています。 ☑ 当法人では、このような理念の下、企業が投資市場に発信する財務諸表の信頼性を担保し、投資市場の公正性、透明性を確保することを使命とし、 <ul style="list-style-type: none"> ①職務に誇りを持ち常に誠実に対応する ②不偏・不党の精神を堅持する ③常に自己研鑽に励む という行動指針を構成員全員が共有しています。

行動指針	対応状況
<p>1-3 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 当法人では、構成員の人事考課において監査の品質管理を重要な要素として位置付けています。 ☑ 当法人では、監査業務において職業的懐疑心を発揮して重要な不備・不正を見逃さないという社会的役割を全うし、企業の財務諸表の信頼性を確保して市場参加者の保護を図ることを使命として考えています。また、監査上の課題を発見し、クライアントへの提言を行うことにより、企業の財務報告責任の遂行に寄与してまいります。
<p>1-4 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 当法人では、各本部の下に特定の分野について検討して運用ルール等を作成する委員会を設置しております。各委員会において検討するテーマには会計監査に関連する項目も含まれます。 ☑ 当法人は中小規模であるがゆえ、構成員のお互いの顔が見える範囲において業務を実施している特性から、監査上の課題や新しいトピックス、各人の経験・知見及び業界内における情報等を共有し、積極的に議論を行いやすい環境を有しています。
<p>1-5 監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 当法人では、非監査業務の提供は限定的ではあるものの、顧客のニーズに応えるとともに、会計監査に関連する幅広い知見や経験の蓄積等、構成員の専門性をさらに高めることにより監査品質の向上につながるものと考えて実施しております。業務を受嘱する際には、独立性の保持の確認はもちろんのこと、理事会において業務内容をよく吟味した上で、限られた人的資源の中で業務提供の可否を慎重に決定しています。 ☑ 当法人では、希望する構成員に対して監査業務に支障のない範囲で兼業・副業を認めております。利益相反や独立性の懸念については、構成員全員に独立性のチェックを年1回実施するとともに、職業倫理に関する研修を実施しております。 ☑ 当法人では、人材確保のため、実務経験者の中途採用を中心にリクルートを実施しております。構成員の教育・訓練については、各種研修プログラムを提供すると同時に、実際の業務を通じて十分なOJTが行われるように配慮しております。
<p>1-6 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 当法人は、企業の国際化および国際的監査水準に対応するため、Moore Global Network(以下「Moore」という)と提携しております。Mooreは世界114ヶ国の227以上の会計事務所から構成されるネットワークを形成しています。 ☑ Mooreは、構成する会計事務所に対して、会計専門家として品質管理及び職業倫理等の基準を満すことを求め、定期的に品質管理レビューを実施するとともに、研修等を提供して構成員の能力アップを図っています。

原則02

組織体制(マネジメント体制)

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

行動指針	対応状況
<p>2-1 監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 当法人は、全ての社員により構成される最高意思決定機関であり経営の基本的方針を決定する社員会と、これに従い日常の具体的な業務運営を機動的に意思決定する理事会を設置しています。社員会は、原則として3か月毎に開催し、理事会は原則毎月1回開催しています。 ☑ 当法人は、社員会及び理事会の下の法人組織として、品質管理本部、業務本部、管理本部、情報システム本部及びIPO・業務開発本部を設け、理事会メンバーが各本部の本部長を担うことによって組織的な運営を行っています。
<p>2-2 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 当法人では、監査リスクが高い監査業務の審査担当者は2名体制によって審査を実施しております。 ☑ 当法人では、監査業務において専門性が高く判断に困難を伴う事項や見解が定まっていない事項があれば、審査担当者と相談の上、専門的な見解の問合せを実施しております。専門的な見解の問合せは、法人内で知見を有する者を担当者に選任していますが、必要と判断される場合、外部の有識者にも相談するようにしております。 ☑ 当法人では、専門的な見解の問合せを実施しても適正な判断が確保できない場合や適正意見以外の意見表明を行う際には品質管理本部が加わった本部審査を実施いたします。 ☑ 当法人では、本部審査においても監査法人としての適正な判断が確保できない場合、理事長及び品質管理担当責任者を含めた臨時理事会を開催して最終的に結論づけるように規定しております。
<ul style="list-style-type: none"> ● 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 監査チームは、経営者等とのディスカッションを実施するなどして、企業、企業環境及びビジネスリスクの理解に努め、監査上のリスクを把握いたします。また、監査役等に対して、監査計画や監査結果の説明等を実施し、識別した虚偽表示リスク等について十分に意見交換いたします。 ☑ 当法人では、経済環境等のマクロ的な観点を含む専門情報について、データ提供会社等からの入手、専門誌の定期購読、専門書の購入・備置により可能な限り適時・適切に入手しております。 ☑ 品質管理本部は、特定の監査業務のリスクや監査上の留意点について積極的な確認とフォローアップを実施し、監査品質の向上に資するサポートを実施しています。

行動指針	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 当法人では、CPD研修部が中心となって社内研修を開催し、監査現場ではOJTにより幅広い業務経験の機会を提供し、構成員が高品質な専門知識及びスキルを習得する環境を整備しております。 ☑ 当法人では、構成員に対する毎年度の人事評価を通じて各人で現状を自己評価し、今後の目標を設定して、理事長との面談を通じて法人への希望を述べ、助言及び相談を行うことにより高い動機付けを促進しています。
<ul style="list-style-type: none"> ● 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備 	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 当法人では、大部分の監査調書をPCにより作成し、クライアントの電子データを対象にした仕訳テストや監査調書のデータベース化を実施しています。 ☑ 当法人では、クラウドサーバーやグループウェアの活用、Web会議システムの導入等により、在宅勤務を含むリモート環境下での円滑なコミュニケーションや法人内での研修会の開催を可能としています。 【今後の課題】 監査調書の電子化を計画していますが、クラウドサーバー下での運用に課題があり、導入が遅れています。今後、監査調書の電子化により、監査調書の事後的な修正・改竄の防止を担保してまいります。
<p>2-3 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 最高意思決定機関である社員会を構成する社員は、社員全員の総意をもって選任しています。加入する社員には、監査人としての専門能力の他、当法人への貢献度や、協調性、誠実性、多様性、公平性及び責任感等の特性を有していることが求められます。 ☑ 理事会を構成する理事、理事長及び品質管理担当責任者は、実務に精通しかつ法人運営を担う知識・経験・能力を有する者を社員会において選任しており、任期は3年です。

原則03

組織体制(ガバナンス体制)

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

行動指針	対応状況
<p>3-1 監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 当法人では、監査法人の公益的な役割を果たす観点から、無限責任社員によって構成する社員会における監督・評価に加えて、独立した立場から経営機能の実効性を監督・評価する機関として監事会を設置しています。監事会を構成する監事は、社員会及び理事会等へ出席し、社員会の運営、理事の職務の執行及び構成員の業務遂行を公正不偏の立場から監査し、監査を通じて当法人の経営機能の実効性を発揮することへの支援を行っています。</p>
<p>3-2 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 監事会を構成する監事は、独立した第三者である外部の有識者として、企業経営者又は法律家として高度な経験、知識及び知見を有する方を選任しております。外部の有識者の公正かつ客観的な視点を取り入れることにより、法人運営における透明性の確保と監査業務における説明責任の重要性を認識し、監査品質を向上させることを期待しています。</p>

行動指針	対応状況
<p>3-3 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ● 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ● 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ● 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ● 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ● 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	<p><input checked="" type="checkbox"/> 監事会を構成する監事は、独立した第三者としての立場より、社員会及び理事会への出席に加えて毎週開催する朝会にも参加して、当法人の組織運営の状況をモニタリングし、必要に応じて理事長又は副理事長に助言・提言を行うことにより、当法人の経営機能及び組織的な運営の実効性を充実・強化させています。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 監事会を構成する監事は、内部及び外部からの通報の窓口として、独立した第三者の立場から客観的な視点を持って通報内容の処理に関与し、通報に関する方針及び手続への遵守(通報者の保護を含む)を監視いたします。</p>
<p>3-4 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 監事会を構成する監事には、社員会及び理事会の開催前に会議資料等を送付しております。</p>



原則 04

業務運営

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

行動指針	対応状況
<p>4-1 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 当法人の業務本部は、大会社等の業務執行社員から被監査会社の監査上の重要事項等を報告させて議論する大会社等担当者会議を3ヶ月毎に開催しています。この会議では、業務執行社員相互の意見交換や情報交換だけでなく、議論したテーマのうち今後の監査に活用できる情報を法人内において共有し、監査の品質向上に役立てております。 <input checked="" type="checkbox"/> 当法人の品質管理本部は、定期的に会議を開催し、日常業務のルールの内実や監査の品質向上に向けた意見交換や議論を積極的に行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 品質管理本部の下部組織であるR&C委員会は、専門的な見解の問合せの窓口兼回答を担っており、業務の一環として被監査会社のリスク情報を収集しております。 <input checked="" type="checkbox"/> 組織上、理事会の下にマネージャーやスタッフの全員が参加し、特定のテーマを議論する連絡協議会を設置しています。ここで議論した内容は、理事長から法人内に発信されて、当法人の業務運営や監査の品質向上に役立てられます。
<p>4-2 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 業務本部の下部組織であるCPD研修部は、毎年度、法人内の全体研修を予定し、開催しています。開催する研修の分野は、監査の品質管理の他、倫理、会計、税務、スキル及び組織環境に渡り、構成員の職業的専門家としての能力を保持・発揮させるべくカリキュラムを組んでいます。 <input checked="" type="checkbox"/> 毎年度の人事評価では、各構成員が実施した監査業務の品質（職業的懐疑心の発揮を含む）や職業倫理（独立性を含む）の遵守状況を重視し、その結果を本人にフィードバックしています。また、構成員の士気を高めるべく人事評価基準はその都度見直しを行っております。

行動指針	対応状況
<p>4-3 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ● 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ● 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ● 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 当法人では中途採用者が多く、監査における経験年数や職種その他、IT、IFRS、金融など様々な得意分野をもった構成員が所属しているため、アサインメントにおいてはこれらの特性・能力・得意分野等を考慮して適材適所な配置を心掛けております。 <input checked="" type="checkbox"/> 監査業務に構成員を配置する場合、業務内容の複雑さやリスクの他、クライアントが属する産業に関する知識や経験、コミュニケーション能力や職業的専門家としての判断力を考慮して、業務遂行に必要な時間の確保という観点から検討しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 当法人では、構成員が会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会となる活動に対しては積極的に推進しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 全構成員が受講すべき必須研修については、個々人が研修時間を確保できるようにアサインメントにおいて配慮を行っております。
<p>4-4 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 当法人では、被監査会社との相互理解を深め、監査上のリスクを把握すると同時に円滑に監査を実施するため、被監査会社の経営者及び監査役等との間でディスカッションやコミュニケーションを実施しています。監査計画におけるリスク評価の結果、識別した重要事項について報告し、監査上の発見事項について協議し、監査の結論に至るまでの監査上の取り扱い等を説明して被監査会社の経営者及び監査役等の理解を得るよう努めております。
<p>4-5 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 当法人では、業務に関連する法令等の違法行為または違反する恐れのある行為に関して、法人内外から情報提供を受け付ける「通報窓口」として「監査ホットライン」を設置し、法令遵守（コンプライアンス）の確保に努めております。 <input checked="" type="checkbox"/> 通報の取扱いにあたっては、弁護士が関与して秘密保持を徹底し、通報者が不利益を被らないように注意を払っております。

原則 05

透明性の確保

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

行動指針	対応状況
<p>5-1 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 本報告書</p>
<p>5-2 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際 対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ●会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 当法人の「監査の品質管理規程」では、監査品質を重視する組織風土を醸成すること、理事長は、その行動と姿勢を通じて品質へのコミットメントを示すことを規定しています。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当法人では、会議や研修等あらゆる機会を通じて法人内に監査の品質管理を重視している旨を発信しています。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本報告書</p>
<p>●法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 当法人の構成員が共通に保持する理念は『和を育み、輪を紡ぐ』であります。この理念を実践するための行動指針は以下のとおりです。</p> <p>①職務に誇りを持ち常に誠実に対応する ②不偏・不党の精神を堅持する ③常に自己研鑽に励む</p>
<p>●監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報</p>	<p>【今後の課題】 当法人は、ホームページに開示する予定の「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の中でKPIを掲載する予定です。</p>
<p>●監査法人における品質管理システムの状況</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 当法人の品質管理システムに関する最高責任は理事長が負い、品質管理システムの整備及び運用に関する責任は品質管理担当責任者(理事)が負っています。監査契約の新規の締結及び更新から監査計画の策定、監査の実施及び監査報告書の発行に至るまでの品質管理の方針及び手続は諸規程等として整備し、独立性に係る要求事項の遵守を含めた運用並びにモニタリング及び改善プロセスに関して担当者を定めて実施し、その結果等は品質管理担当責任者を通じて理事長に報告しております。</p>

行動指針	対応状況
<p>●経営機関等の構成や役割</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 当法人における最高意思決定機関は社員会であり、日常の具体的な業務運営を機動的に意思決定する機関として理事会があります。その他、機能別に品質管理本部、業務本部、管理本部、情報システム本部及びIPO・業務開発本部があり、担当理事及び担当者がそれぞれの役割を担っています。</p>
<p>●監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 当法人では、独立した立場から経営機能の実効性を監督・評価する機関として監事会を設置しています。監事会を構成する監事は、独立した第三者である外部の有識者として、企業経営者又は法律家として高度な経験、知識及び知見を有する方を選任しております。外部の有識者の公正かつ客観的な視点を取り入れることにより、法人運営における透明性の確保と監査業務における説明責任の重要性を認識し、監査品質を向上させることを期待しています。また、構成員全員の独立性を確認する際、監事からも「誓約書」を提出していただくことにより独立性が確保されていることを確認しております。</p>
<p>●法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 当法人では、非監査業務の提供は限定的ではあるものの、顧客のニーズに応えるとともに、会計監査に関連する幅広い知見や経験の蓄積等、構成員の専門性をさらに高めることにより監査品質の向上につながるものと考えて実施しております。業務を実施する際には、独立性の保持の確認はもちろんのこと、理事会において業務内容をよく吟味した上で、限られた人的資源の中で業務提供の可否を慎重に決定しています。</p>
<p>●監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 当法人では、大部分の監査調書をPCにより作成し、クライアントの電子データを対象にした仕訳テストや監査調書のデータベース化を実施しています。</p> <p>【今後の課題】 監査調書の電子化を計画していますが、クラウドサーバー下での運用に課題があり、導入が遅れています。今後、監査調書の電子化により、さらなる監査業務の効率化を進めてまいります。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当法人では、クラウドサーバーやグループウェアの活用、Web会議システムの導入等により、IT基盤の実装化を行っております。サイバーセキュリティ対策については、情報セキュリティ対策基準等を策定して対応しております。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 構成員に貸与しているノートPCにはVDIを導入、セキュリティ対策ソフトウェアのインストールを行い、ウィルス対策及び不正アクセスへの対策を講じています。</p>

行動指針	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ●規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 当法人では、人材確保のため、実務経験者の中途採用を中心にリクルートを実施しております。その結果、所属する構成員のバックグラウンドは多様で、大手監査法人における監査経験者を中心に、一般事業会社勤務経験者やコンサルティング会社勤務経験者など監査以外のキャリアを積んだ人材が豊富であります。 ☑ 構成員の教育・訓練については、各種研修プログラムを提供すると同時に、実際の業務を通じて十分なOJTが行われるように配慮しております。個々の構成員の業務経験を踏まえて、偏りのない現場実務及び法人業務を経験させて、将来を見据えた人材育成を方針として、監査の品質向上に繋げてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ●特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 当法人の業務収入のうち最も金額が大きい被監査会社の報酬額が占める割合は15%未満ですが、引き続き特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤の強化に努めてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ●海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応として、グループ監査に関する監査基準を遵守し、監査インストラクションを通じて海外子会社の監査人と文書でやり取りし、重要な監査要点については監査調書をレビューしてディスカッションを実施しています。
<ul style="list-style-type: none"> ●監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<p>【今後の課題】</p> <p>当法人では、理事長が会計年度末日を基準日として品質管理システムを評価することになっております。また、監事会は、理事長の評価結果を含めて、当法人の監査品質の向上に向けた取組みの実効性を評価し、助言・提言を行っております。</p>
<p>5-3</p> <p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 当法人は、企業の国際化および国際的監査水準に対応するため、Mooreと提携しております。Mooreは世界114ヶ国の227以上の会計事務所から構成されるネットワークを形成しています。 ☑ 当法人はMooreから独立して運営を行っていますが、グローバルネットワークの会議には出席し、国際的な情報提供を受け、必要な意見を述べております。
<ul style="list-style-type: none"> ●グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ☑ Mooreとの提携は、国際的な会計監査の環境変化に係る情報収集が主たる目的であります。通常、提携等により監査手法等の使用が強制されるリスクや法人経営に介入するリスクはありますが、Mooreとの提携においてはそのようなリスクはありません。

行動指針	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ●会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 会計監査の品質の確保やその持続的向上において、Mooreとの提携から十分な情報収集がなされないリスクがあるため、日本公認会計士協会及び中小監査事務所連絡協議会からの情報発信には十分に注意して対応しております。
<ul style="list-style-type: none"> ●会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすようなMooreとの契約はありません。
<p>5-4</p> <p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 当法人では、被監査会社の経営者及び監査役等との定期的なディスカッションの中で積極的な意見交換を実施しております。 <p>【今後の課題】</p> <p>当法人では、資本市場の参加者等との意見交換を実施してまいります。</p>
<p>5-5</p> <p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>【今後の課題】</p> <p>当法人では、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性について、監事会の助言・提言を取り込んで評価してまいります。</p>
<p>5-6</p> <p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>【今後の課題】</p> <p>当法人では、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を社員会及び理事会において議論し、法人全体に浸透させてまいります。</p>